

資料1 (参考)

海区漁業調整委員会の概略

1 設置

海区漁業調整委員会は、海面につき農林水産大臣が定める海区に置く（漁業法第136条第1項）。

2 所掌事項

漁業調整委員会は、その設置された海区又は海域の区域内における漁業に関する事項を処理する（漁業法第135条）。

3 業務の内容

(1) 諮詢機関としての業務権限

漁場計画、漁業権免許、県漁業調整規則の制定改廃等に関し、知事の諮詢を受けて審議を行い、その結果を答申する。

(2) 建議機関としての業務権限

漁場計画を立てること、免許後の漁業権に制限条件を付けること、委員会指示に従うべき旨の命令を出すことに関して、知事に建議する。

(3) 決定機関としての業務制限

裁定、指示、認定等があるが、中心的なものは委員会指示で、資源保護や秩序維持のため水産動植物の採捕上の制限を関係者に指示する。

4 委員の任命

(1) 委員は、漁業に関する識見を有し、海区漁業調整委員会の所掌に関する事項に關しその職務を適切に行うことができる者のうちから、都道府県知事が、議会の同意を得て、任命する（漁業法第138条第1項）。

(2) 都道府県知事は、第1項の規定による委員の任命に当たっては、海区漁業調整委員会が設置される海区に沿う市町村の区域内に住所又は事業場を有する漁業者又は漁業従事者が委員の過半数を占めるようにしなければならない（漁業法第138条第5項）。

(3) 都道府県知事は、第5項に定めるもののほか、第1項の規定による委員の任命に当たっては、資源管理及び漁業経営に関する学識経験を有する者並びに海区漁業調整委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者が含まれるようにしなければならない（漁業法第138条第7項）。

5 委員会の会議

(1) 海区漁業調整委員会は、定員の過半数にあたる委員が出席しなければ、開催することができない（漁業法第145条第1項）。

(2) 議事は、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、会長の決するところによる（漁業法第145条第2項）。

(3) 海区漁業調整委員会の会議は、公開する（漁業法第145条第3項）。

(4) 会長は、農林水産省令で定めるところにより、議事録を作成し、これをインターネットの利用その他の適正な方法により公表しなければならない（漁業法第145条第4項）。

但馬海区漁業調整委員会における審議事項等の概要

1 委員会指示

根拠：漁業法

(海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会の指示)

第百二十条 海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会は、水産動植物の繁殖保護を図り、漁業権（第六十条第一項に規定する漁業権をいう。以下同じ。）又は入漁権（同条第七項に規定する入漁権をいう。次条第一項において同じ。）の行使を適切にし、漁場の使用に関する紛争の防止又は解決を図り、その他漁業調整のために必要があると認めるときは、関係者に対し、水産動植物の採捕に関する制限又は禁止、漁業者の数に関する制限、漁場の使用に関する制限その他必要な指示をすることができる。

【但馬海区における委員会指示】

- (1) ベニズワイガにかご漁業の休漁期間
- (2) 定置漁業の保護区域
- (3) いかつり漁業の光力制限

2 知事許可漁業の制限措置等（許認可方針及び公示）

根拠：漁業法及び兵庫県漁業調整規則

(新規の許可又は起業の認可)

第四十二条 農林水産大臣は、許可（第三十九条第一項及び第四十五条の規定によるもの）を除く。以下この条において同じ。）又は起業の認可（第四十五条の規定によるもの）を除く。以下この条において同じ。）をしようとするときは、当該大臣許可漁業を営む者の数、当該大臣許可漁業に係る船舶の数及びその操業の実態その他の事情を勘案して、許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数、操業区域、漁業時期、漁具の種類その他の農林水産省令で定める事項に関する制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を公示しなければならない。

- 2 前項の申請すべき期間は、三月を下ることができない。ただし、農林水産省令で定める緊急を要する特別の事情があるときは、この限りでない。
- 3 農林水産大臣は、第一項の規定により公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、水産政策審議会の意見を聴かなければならない。ただし、前項ただし書の農林水産省令で定める緊急を要する特別の事情があるときは、この限りでない。
- 4 第一項の申請すべき期間内に許可又は起業の認可を申請した者（次項において「申請者」という。）に対しては、農林水産大臣は、第四十条第一項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可又は起業の認可をしなければならない。
- 5 項及び6項 略

第五十八条 第三十七条から第四十条まで、第四十一条第一項（第六号を除く。）及び第二項、第四十二条（第二項ただし書及び第三項ただし書を除く。）、第四十三条、第四十四条、第四十五条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第四十六条、第四十七条、第四十九条から第五十二条まで、第五十四条並びに第五十六条の規定は、前条第一項の農林水産省令又は規則で定める漁業（以下「知事許可漁業」という。）の許可について準用する。

この場合において、これらの規定中「農林水産大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第三十七条中「同項」とあるのは「第五十七条第一項」と、第三十八条中「船舶」とあるのは「船舶等」と、「建造」とあるのは「建造又は製造」と、第四十一条第一項第五号中「船舶」とあるのは「船舶等」と、同条第二項中「水産政策審議会」とあるのは「関係海区漁業調整委員会」と、第四十二条第一項中「船舶の数」とあるのは「船舶等の数」と、「農林水産省令」とあるのは「規則」と、同条第二項本文中「三月を下ることができない」とあるのは「漁業の種類ごとに規則で定める期間とする」と、同条第三項本文中「水産政策審議会」とあるのは「関係海区漁業調整委員会」と、同条第五項中「船舶」とあるのは「船舶等」と、「申請者の生産性を勘案して」とあるのは「当該知事許可漁業の状況を勘案して、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従つて」と、（中略）読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

【但馬海区における知事許可漁業】

- (1) 小型機船底びき網漁業（自家用餌料びき網漁業）
- (2) 敷網漁業（かわはぎ網漁業）
- (3) 棒受網漁業（小型棒受網漁業）
- (4) たこつぼ漁業
- (5) せん漁業（べにずわいがにかご、雑魚かご、大型雑魚かご、あなごもんどり）
- (6) 小型いか釣り漁業

3 兵庫県資源管理方針（旧、海洋生物資源の保存及び管理に関する兵庫県計画）

知事管理漁獲可能量

根拠法：漁業法（旧、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律）

（都道府県資源管理方針）

第十四条 都道府県知事は、資源管理基本方針に即して、当該都道府県において資源管理を行うための方針（以下この章及び第百二十五条第一項第一号において「都道府県資源管理方針」という。）を定めるものとする。ただし、特定水産資源の採捕が行われていない都道府県の知事については、この限りでない。

（中略）

4 都道府県知事は、都道府県資源管理方針を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

(知事管理漁獲可能量の設定)

第十六条 都道府県知事は、都道府県資源管理方針に即して、都道府県別漁獲可能量について、知事管理区分に配分する数量（以下この節及び第一百二十五条第一項第四号において「知事管理漁獲可能量」という。）を定めるものとする。

- 2 都道府県知事は、知事管理漁獲可能量を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

（以下略）

【特定水産資源（※）】（令和3年4月1日現在）

・くろまぐろ（小型魚、大型魚）

・さんま

・すけとうだら

・まあじ

・まいわし

・まさば及びごまさば

・するめいか

・ずわいがに

※特定水産資源：漁獲可能量により管理する水産資源

下線の魚種は兵庫県に配分量が示される魚種